

2 介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付の見込みや人口の推移などを基に、3年度を単位とした事業計画期間ごとに練馬区介護保険条例で定めている。保険者（区）が賦課・徴収する。

第5期（平成24～26年度）

段階	対象者			料率	保険料額			
第1段階	生活保護受給の方			0.50	31,440円			
	本人が特別区民税 非課税	老齢福祉年金受給の方						
本人の 前年の課税 対象年金 収入額と 合計所得 金額の合 計が		80万円以下の方	80万円を超えて 120万円以下の方	0.50	31,440円			
						120万円を超える方(本人が特別 区民税未申告の方を含む)	0.60	37,730円
本人の前 年の課税 対象年金 収入額と 合計所得 金額の合 計が		80万円以下の方	80万円を超える方(本人が特別 区民税未申告の方を含む)	0.80	50,310円			
						125万円未満の方	1.00	基準額 62,880円 基準月額※1 5,240円
本人が特別区民税 課税		本人の前 年の合計 所得金額 が	80万円を超える方(本人が特別 区民税未申告の方を含む)	1.10	69,170円			
						125万円以上 200万円未満の方	1.22	76,720円
						300万円以上 400万円未満の方	1.49	93,700円
	400万円以上 600万円未満の方							
						600万円以上 800万円未満の方	1.82	114,450円
	800万円以上 1,000万円未満の方							
						1,000万円以上の方	2.20	138,340円

※1 基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

第6期（平成27～29年度）

段階	対象者			料率	保険料額
第1段階	生活保護受給の方			0.45	31,460円
	本人が特別区民税	同じ世帯に在る全員が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方		
80万円以下の方					
80万円を超えて120万円以下の方					
120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）		0.70	48,930円		
第4段階		非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	80万円以下の方	0.80
第5段階	80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）			1.00	基準額 69,900円 基準月額※1 5,825円
第6段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方	1.13	78,990円
第7段階			125万円以上 200万円未満の方	1.28	89,480円
第8段階			200万円以上 300万円未満の方	1.49	104,160円
第9段階			300万円以上 400万円未満の方	1.68	117,440円
第10段階			400万円以上 600万円未満の方	1.88	131,420円
第11段階			600万円以上 800万円未満の方	2.10	146,790円
第12段階			800万円以上 1,000万円未満の方	2.33	162,870円
第13段階			1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.60	181,740円
第14段階			1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.80	195,720円
第15段階			2,000万円以上の方	3.00	209,700円

※1 基準月額とは年額を12か月で除した場合の参考表示

第7期（平成30～令和2年度）

段階	対象者			料率	保険料額
第1段階 ※1	生活保護受給の方			平成30年度 0.40	31,080円
	本人が特別区民税 非課税	同じ世帯に いる全員が特別 区民税非課税	老齢福祉年金受給の方	令和元年度 0.325	25,320円
			80万円以下の方	令和2年度 0.25	19,440円
本人の前年の課税 対象年金収入額と 合計所得金額の合 計が			平成30年度 0.57	44,280円	
第2段階 ※1	本人が特別区民税 非課税	同じ世帯に いる全員が特別 区民税非課税	80万円を超えて 120万円以下の方	令和元年度 0.445	34,560円
120万円を超える方 (本人が特別区民 税未申告の方を含 む)			令和2年度 0.32	24,960円	
平成30年度 0.67			52,080円		
第3段階 ※1	本人が特別区民税 非課税	同じ世帯に特別区 民税課税の 方がいる	80万円以下の方	令和元年度 0.645	50,160円
80万円を超える方 (本人が特別区民 税未申告の方を含 む)			令和2年度 0.62	48,240円	
0.77			59,880円		
第4段階	本人が特別区民税 課税	本人の前年の合計 所得金額が	80万円以下の方	1.00	基準額 77,640円 基準月額※2 6,470円
80万円を超える方 (本人が特別区民 税未申告の方を含 む)			0.77	59,880円	
1.00			基準額 77,640円 基準月額※2 6,470円		
第5段階	本人が特別区民税 課税	本人の前年の合計 所得金額が	125万円未満の方	1.08	83,880円
第6段階			125万円以上 200万円未満の方	1.24	96,360円
第7段階			200万円以上 300万円未満の方	1.49	115,800円
第8段階			300万円以上 400万円未満の方	1.68	130,440円
第9段階			400万円以上 600万円未満の方	2.00	155,280円
第10段階			600万円以上 800万円未満の方	2.30	178,680円
第11段階			800万円以上 1,000万円未満の方	2.60	201,960円
第12段階			1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.90	225,240円
第13段階			1,500万円以上 2,000万円未満の方	3.20	248,520円
第14段階			2,000万円以上の方	3.50	271,800円
第15段階					

※1 令和元年10月消費税引き上げに伴い、令和元年度および2年度の第1～3段階の保険料については、公費負担による保険料軽減強化を実施している。

※2 基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

第8期（令和3～5年度）

段階	対象者		料率	保険料額		
第1段階 ※1	生活保護受給の方		0.25	19,800円		
	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税			老齢福祉年金受給の方	
本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計が			80万円以下の方	0.32	25,440円	
			80万円を超えて120万円以下の方			
第2段階 ※1	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	0.62	49,200円	
第3段階 ※1			本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.76	60,240円
第4段階				80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	1.00	基準額 79,200円 基準月額※1 6,600円
第5段階	本人が特別区民税課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	125万円未満の方	1.07	84,840円	
第6段階			125万円以上210万円未満の方	1.23	97,440円	
第7段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	210万円以上320万円未満の方	1.48	117,240円	
第8段階			320万円以上400万円未満の方	1.67	132,360円	
第9段階			400万円以上600万円未満の方	2.00	158,400円	
第10段階			600万円以上800万円未満の方	2.30	182,160円	
第11段階			800万円以上1,000万円未満の方	2.70	213,840円	
第12段階			1,000万円以上1,500万円未満の方	3.10	245,520円	
第13段階			1,500万円以上2,000万円未満の方	3.50	277,200円	
第14段階			2,000万円以上3,500万円未満の方	3.90	308,880円	
第15段階			3,500万円以上5,000万円未満の方	4.30	340,560円	
第16段階			5,000万円以上の方	4.70	372,240円	
第17段階						

※1 第1～3段階の保険料については、公費負担による軽減を実施している。

※2 基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

所得段階別の第1号被保険者数

各年度3月31日現在（単位：人）

所得段階		年度				
		H28	H29	H30	R01	R02
第1段階	被保険者数	31,861	31,861	32,097	32,127	31,954
	構成比	20.2%	20.0%	20.0%	19.9%	19.7%
第2段階	被保険者数	9,538	9,894	10,338	10,752	10,946
	構成比	6.0%	6.2%	6.4%	6.7%	6.7%
第3段階	被保険者数	10,411	10,550	10,626	10,937	11,114
	構成比	6.6%	6.6%	6.6%	6.8%	6.8%
第4段階	被保険者数	21,548	20,934	20,465	19,707	19,191
	構成比	13.6%	13.1%	12.7%	12.2%	11.8%
第5段階	被保険者数	15,206	15,678	15,628	15,853	15,987
	構成比	9.6%	9.8%	9.7%	9.8%	9.9%
第6段階	被保険者数	17,712	18,225	18,537	18,879	19,114
	構成比	11.2%	11.4%	11.5%	11.7%	11.8%
第7段階	被保険者数	18,728	19,201	19,299	19,403	19,379
	構成比	11.9%	12.0%	12.0%	12.0%	11.9%
第8段階	被保険者数	13,239	13,339	13,276	13,503	13,736
	構成比	8.4%	8.4%	8.3%	8.4%	8.5%
第9段階	被保険者数	6,684	6,716	6,753	6,892	7,114
	構成比	4.2%	4.2%	4.2%	4.3%	4.4%
第10段階	被保険者数	5,383	5,487	5,698	5,644	5,725
	構成比	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
第11段階	被保険者数	2,155	2,129	2,185	2,216	2,308
	構成比	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
第12段階	被保険者数	1,225	1,220	1,272	1,289	1,268
	構成比	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
第13段階	被保険者数	1,743	1,692	1,746	1,721	1,747
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
第14段階	被保険者数	804	840	928	911	910
	構成比	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%
第15段階	被保険者数	1,775	1,816	1,752	1,786	1,775
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
合計	被保険者数	158,012	159,582	160,600	161,620	162,268
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

※ 保険料賦課日を基準としているため、P2の第1号被保険者数とは異なる。

※ 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 第1号被保険者の保険料収納状況

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。

① 介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

年度		H28	H29	H30	R01	R02
区分						
調定額(A)		11,381,314,090	11,515,902,000	12,798,669,140	12,572,743,680	12,305,672,670
収納額	金額(B)	11,136,277,480	11,279,992,480	12,574,772,560	12,364,923,830	12,119,139,840
	収納率(B/A)	97.8%	98.0%	98.3%	98.3%	98.5%
収入未済額	金額(C)	245,036,610	235,909,520	223,896,580	207,819,850	186,532,830
	収入未済率(C/A)	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.5%

滞納繰越分

(単位:円)

年度		H28	H29	H30	R01	R02
区分						
調定額(A)		467,828,774	484,261,129	476,240,369	451,750,440	413,084,480
収納額	金額(B)	69,603,501	67,084,040	68,686,640	74,978,330	80,656,540
	収納率(B/A)	14.9%	13.9%	14.4%	16.6%	19.5%
不納欠損額	金額(C)	159,018,054	176,846,240	179,699,869	171,507,480	155,497,440
	不納欠損率(C/A)	34.0%	36.5%	37.7%	38.0%	37.6%
収入未済額	金額(D=A-B-C)	239,207,219	240,330,849	227,853,860	205,264,630	176,930,500
	収入未済率(D/A)	51.1%	49.6%	47.8%	45.4%	42.8%

② 徴収方法別の収納状況 (現年分)

年度		H28	H29	H30	R01	R02
徴収方法						
特別徴収	調定者数(人)	136,030	137,633	141,181	141,653	140,298
	調定額(円)	9,770,694,330	9,887,949,460	11,091,994,090	10,917,751,340	10,628,106,950
	収納額(円)	9,770,694,330	9,887,949,460	11,091,994,090	10,917,751,340	10,628,106,950
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数(人)	28,560	28,535	26,153	26,695	28,683
	調定額(円)	1,610,619,760	1,627,952,540	1,706,675,050	1,654,992,340	1,677,565,720
	収納額(円)	1,365,583,150	1,392,043,020	1,482,778,470	1,447,172,490	1,491,032,890
	収納率	84.8%	85.5%	86.9%	87.4%	88.9%
合計	調定者数(人)	164,590	166,168	167,334	168,348	168,981
	調定額(円)	11,381,314,090	11,515,902,000	12,798,669,140	12,572,743,680	12,305,672,670
	収納額(円)	11,136,277,480	11,279,992,480	12,574,772,560	12,364,923,830	12,119,139,840
	収納率	97.8%	98.0%	98.3%	98.3%	98.5%

③ 口座振替の状況

各年度3月31日現在（単位：人）

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
普通徴収被保険者数	27,500	27,479	25,160	25,671	27,625
口座振替加入者数	4,922	4,863	4,570	4,461	4,796
口座振替加入率	17.9%	17.7%	18.2%	17.4%	17.4%

【参考】保険料基準月額

第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～R2 年度)	第8期 (R3～5 年度)
3,100円	3,300円	3,950円	3,950円	5,240円	5,825円	6,470円	6,600円

(3) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため保険者（区）は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・徴収することはない。

各医療保険者は、徴収した保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付し、令和2年度は、区の保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業にかかる経費の27%に相当する金額が、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付された。

被保険者の負担割合

期 区分	第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～R2 年度)	第8期 (R3～5 年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

(4) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間（災害等は3か月）を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数（人）	16	8	10	12	9
減免金額（円）	459,090	236,090	252,230	295,350	358,590

(5) 震災減免

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を被災した後に、練馬区に転入した第 1 号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成 24 年 10 月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数 (人)	12	17	17	15	18
減免金額 (円)	841,970	913,630	908,300	829,420	791,930

(6) 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る減免

平成 27 年度から、公共事業への協力により自宅等を売却し、自宅の買換え等を行った被保険者に係る保険料について減免の対象とした。当初の保険料額と、合計所得金額から売却による譲渡所得金額（上限 5,000 万円）を控除して得た額により算定する保険料額に差額が生じた場合に減免を行う。

なお、平成 30 年 4 月の制度改正において、土地、建物等の売却による収入のうち、一定額を特別控除額として合計所得金額から控除して保険料を算定することとなったことに伴い、本減免は平成 29 年度末をもって廃止した。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減免者数 (人)	14	9	—	—	—
減免金額 (円)	1,277,050	1,005,120	—	—	—

(7) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を第 1 段階の保険料額に減額する。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
減額者数 (人)	92	104	104	95	101
減額金額 (円)	1,120,300	1,244,330	1,564,000	1,318,030	1,420,400

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に減免を行う。

		R02
減免者数 (人)	令和元年度保険料分	740
	令和2年度保険料分	804
減免金額 (円)	令和元年度保険料分	9,245,320
	令和2年度保険料分	57,731,530